

# 内部統制に関する基本方針

平成23年6月15日理事会決定

## 1. 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 理事は、法令や内部規定を遵守し、社会からの期待と要請に応じていくため、理事と職員がとるべき行動の規範を示した「公益財団法人東京都公園協会行動基準」を定め、率先垂範するとともに、周知徹底を図ります。
- (2) 理事は、年2回の定例理事会や必要に応じて開催する臨時理事会において、他の理事の職務執行を監督します。
- (3) 理事は、法令や内部規定の違反に関する重大な事実を発見した場合、直ちに監事に報告するとともに、遅滞なく理事会において報告します。
- (4) 理事は、協会内に設置されたコンプライアンス委員会において、法令や内部規定に関する事項を調査審議するとともに、その取り組みを推進します。
- (5) 理事は、内部通報制度を整備し、法令違反や内部規定の違反またはそのおそれのある事実の早期発見に努めます。

## 2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 評議員会、理事会、経営会議や役員会の議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類等、理事の職務の執行に関する文書は、法令や文書管理規程に基づいて保存及び管理を行います。
- (2) 情報セキュリティについては、協会が定める基本方針や対策基準等に基づき、適切に対応します。
- (3) 個人情報の保護については、協会が定める規程に基づき、保有する個人情報を厳重に管理し、個人の権利利益を保護します。

## 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 経営上の重大なリスクや各所管部署にまたがるリスクについては、経営会議等で審議を行い、特に重要なものについては理事会において報告又は意思決定します。
- (2) 事業運営に係るリスクは、各所管部署の権限の範囲で分析や対応策の検討を行います。
- (3) 把握されたリスクは、対応方針と対策を決定し、継続的に検証を実施します。
- (4) リスク管理を一層推進するため、全社的な観点で網羅的、総括的に管理する推進

体制を構築します。

- (5) 大規模な災害については、震災対策の手引きを定める等、適切な対応手順を明確化します。
- (6) 安全に業務を遂行するため、安全管理規程や作業のマニュアル等を定めて周知徹底します。

#### 4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 定款及び理事会規則に基づき、定例理事会を年2回開催するほか、必要に応じて臨時理事会を開催します。理事会では、理事長が作成する各年度の事業計画及び予算の承認のほか、業務執行及び重要事項の決定を行います。
- (2) 各所管部署は、理事会で承認した事業計画を達成するために、具体的な施策を実行します。
- (3) 迅速な意思決定を行うため、経営会議を原則として月2回開催し、職務執行に関する重要事項について審議を行います。また、役員会により、審議に向けた事前の情報共有を推進します。
- (4) 職務執行の効率化を推進するため、適切に権限を委譲します。また、事案決定実施要綱を定め、職務権限を明確化します。
- (5) 各所管部署の業務運営については、経営会議における予算管理や事業進行管理により、適切に点検を行います。

#### 5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 職員は、経営理念において明示された「職員のあるべき姿」に基づき、コンプライアンス意識を高く持ち、信頼される職場づくりに努めます。
- (2) 職員は、「公益財団法人東京都公園協会行動基準」に基づき、倫理観をもって事業運営にあたります。
- (3) 職員は、コンプライアンス委員会において決定された事項を遵守します。
- (4) 職員に対しては、コンプライアンス意識の醸成を図るため、研修等の必要な施策を実施します。
- (5) 職員に対しては、法令や内部規定の違反を発見した場合、直接情報提供が行える仕組みを構築します。
- (6) 総務部は、内部統制のための基本的計画を策定し、その整備や運用を推進します。
- (7) 内部監査機能を強化し、業務の有効性や効率性、財務情報の信頼性の確保、法令

等の遵守、資産の保全等に係る内部統制の有効性を担保できるよう点検します。  
また、重要な不備については理事会や監事に報告するとともに、各所管部署に対して是正措置を指示します。

**6. 監事はその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監事監査の対象テーマに関し、総務部が資料収集等を行い、監事監査の効率的な実施を支援します。

**7. 前項の使用人の理事からの独立性に関する事項**

支援を行う職員は、監事から直接指示を受けることにより、理事からの独立性を確保します。

**8. 理事及び使用人が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制**

(1) 理事と職員は、重大な法令や定款への違反、不正行為、協会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合、速やかに監事に報告します。

(2) 理事と職員は、監事の求めに応じて、随時職務の執行状況等の報告を行います。

**9. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

(1) 監事は、理事会への出席や監事監査により理事の職務の執行を監査するとともに、理事の不正行為、法令や定款に対する違反等が認められる場合、理事会を招集します。

(2) 監事は、当協会の重要な意思決定や業務の執行状況を把握するため、監事監査の対象テーマに関して理事や職員にヒアリングを行うとともに、必要に応じて起案書等の重要文書の閲覧を行います。